

## 第7章 計画の推進



## 第1節 計画の推進体制

### (1) 計画の推進体制

#### ① 計画の周知

福祉、介護サービスについての市民の理解を深めるため、本計画の内容や吉川市の取組みについて市広報紙や市のホームページなどで周知します。また、民生委員、サービス事業者、ケアマネジャーなどを通じ、必要な情報提供を行うことにより、効果的な制度運営を推進します。

さらに、高齢者などが主体となる各種イベント開催時などを積極的に活用し、チラシやリーフレットなどを配布することで、効率的な情報提供を図ります。

#### ② 高齢者福祉、保健、医療、教育など関係分野における連携強化

本計画の推進にあたっては、高齢者福祉をはじめ、健康づくりや医療的なケア、生きがいづくりを含めた総合的なサービス提供が必要となることから、高齢者福祉、保健、医療、教育など関係分野間の連携を強化していきます。

#### ③ 庁内推進体制の整備強化

高齢者の生活ニーズに応じたきめ細やかで一貫したサービスが提供できるよう、市関係各課間の緊密な連携を図り、一体となって各種施策を推進していきます。

### (2) 吉川市介護福祉推進協議会

介護保険事業計画や介護保険事業の運営上重要な事項について審議するため、学識経験者、市民代表、サービス提供者などから構成される「吉川市介護福祉推進協議会」を、市長の附属機関として条例で設置しています。

第6期介護保険事業計画の策定後も、同協議会を適宜開催し、さまざまな立場の委員からの幅広い意見をもとに、計画の達成状況や給付実績などのモニタリングを行い、事業計画及び事業の円滑な運営を推進していきます。

### (3) 介護給付の適正化

長期的に安定した介護保険制度を運営するため、国の示す指針及び県が策定する計画に基づき、介護サービス事業者が利用者に過不足のない適切なサービスを提供するよう努めます。

## 第2節 事業の達成状況の点検及び評価

### (1) 計画の達成状況の点検と評価

本計画に基づく事業を円滑に推進していくためには、計画の進捗状況やサービスの利用状況などを定期的に把握するとともに、市民に速やかに公表し、市民の意見を反映させていくことが重要になります。

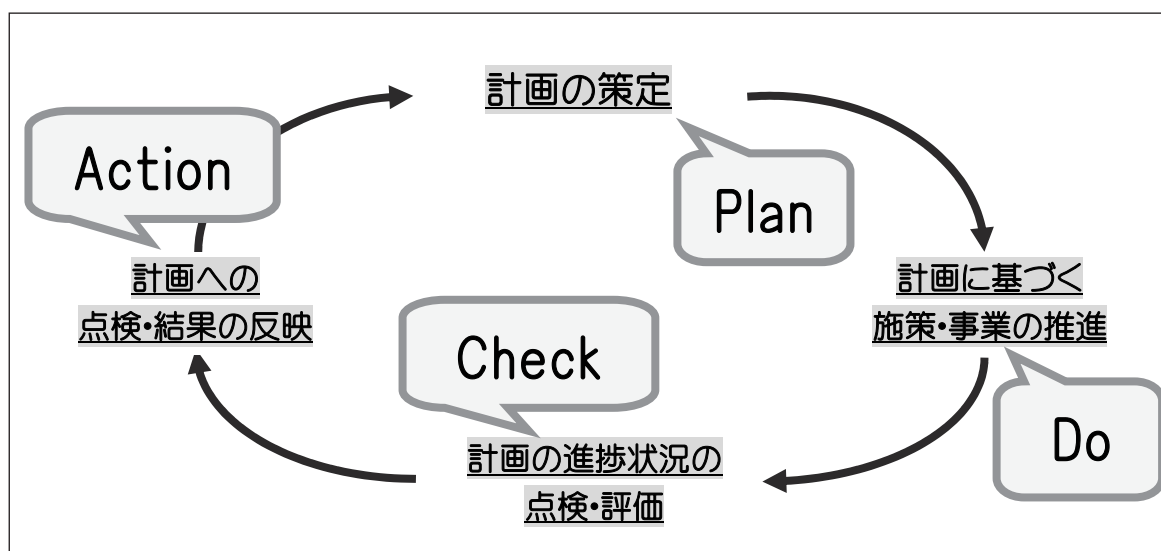
そのため、社会の情勢や市民の意向を踏まえながら、計画の効果的な推進に向けて適切な見直しを行っていきます。

介護保険給付においては、要支援要介護認定者の状況を常に把握し、施設サービスや居宅サービス、地域密着型サービスの各サービスの利用状況、さらには介護サービス事業者の事業に関する意向などを確認しながら、次期計画の策定に合わせて計画の達成状況を点検、評価します。

### (2) 事務・事業評価と事業の見直し

計画に基づく施策を総合的、計画的に推進し、実効性を確保するには、計画の進行状況の定期的なフォローアップが必要です。本計画を推進する関係課が中心となり、施策の計画目標をもとに、毎年の進捗状況を庁内で点検し、課題の整理や改善への取り組みを行います。その結果をもとに、PDCAサイクルでより効率的、かつ効果的な施策の推進を目指していきます。

#### ■PDCAサイクル



※PDCA サイクルとは、Plan/Do/Check/Action の頭文字を揃えたもので、計画（Plan）→実行（Do）→検証（Check）→改善（Action）の流れを次の計画に活かしていくプロセスのことをいいます。